

だい 1 しょう  
第 1 章

けい かく がい よう  
計画の概要

だい しょう けいかく がいよう  
第1章 計画の概要

だい しょう  
第1章

1 けいかく しゅし  
計画の趣旨

ほんし しょうがいふくししさく かか ちゅう ちようきてき けいかく しょうがいしゃぶらん いかぶ  
本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プ  
らん」といいます。)を、へいせい ねんど だい き ねんど だい き さくてい  
平成16年度に「第1期」、21年度に「第2期」として策定し、  
しょうがいじ しゃ じ こせんたく じ こけつてい しゃかい こうちく してん ちゅうしん しさく すいしん  
障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してき  
ました。

ぶらん しょうがいしゃきほんほう もと よこはまし しょうがいしゃ かん しさく ほうこうせいとう さだ  
このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定  
める基本的な計画である「障害者計画」と、しょうがいしゃ にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援  
するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進  
むよう、しょうがいふくし さーびす ひつよう りりょう みこ りりょう さだ しょうがいふくしけいかく  
障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の  
ふた せいしつ も けいかく  
二つの性質を持つ計画です。

だい き ひ つづ ほんし しさく しょうがいふくし さーびす れんけい はか  
第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図ってい  
ひつよう ふた けいかく いったいてき さくてい  
く必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

しょうがいじ しゃ とくべつ そんざい しょうがい ひとり しみん す な  
障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣  
れちいき あ まえ せいかつ じつげん ひつよう  
れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

だい き じ こせんたく じ こけつてい す な ちいき あんしん まな そだ  
そのため、第3期では「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・  
く 暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、しょうがいふくししさく  
障害福祉施策を  
ちゃくじつ すす  
着実に進めます。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築なども併せて実施します。

ねん 年度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	32 年 度
めい 名称	第2期 横浜市障害者プラン						第3期 横浜市障害者プラン					
こう 構成	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画 障害児福祉計画		
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画 障害児福祉計画		

見直しの実施

見直しの実施

平成28年の児童福祉法の改正に伴い、障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の数値目標の設定、障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が図られるよう「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

## (2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜21（健康増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

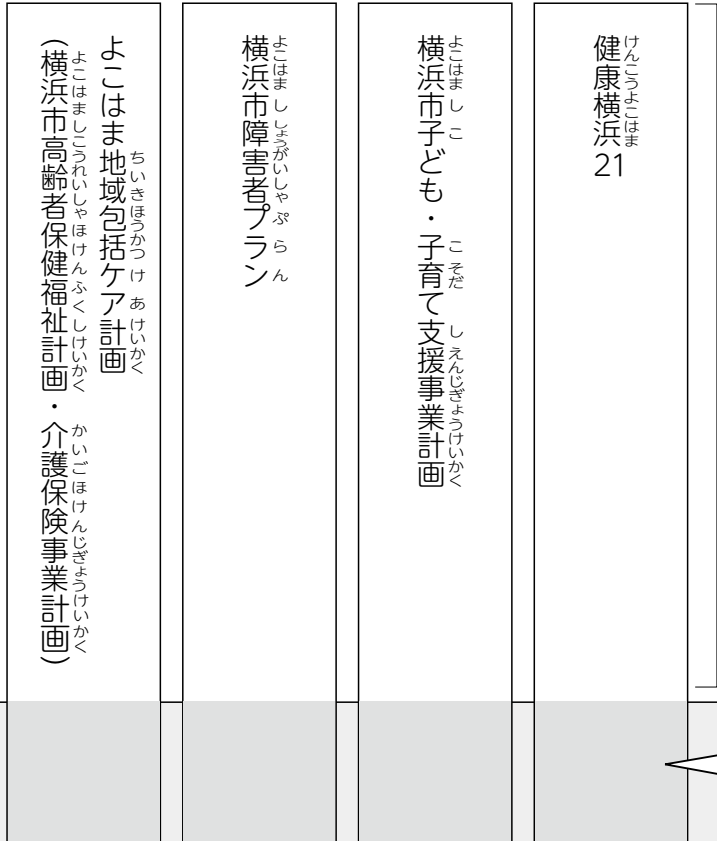
このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果を上げていきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

【他計画との関係性】

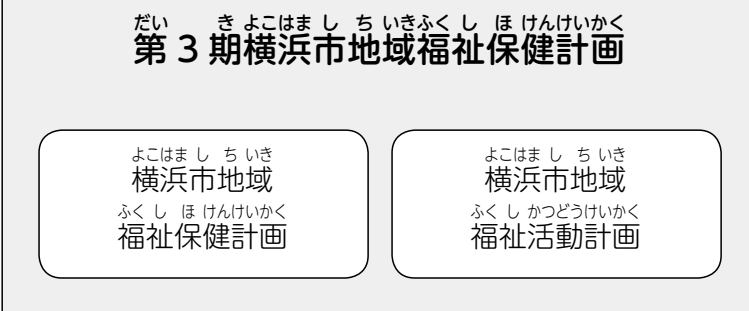
ちいきふくし ほけんけいかく  
**地域福祉保健計画と**  
 ふくし ほけん ぶらん かんけい  
**福祉保健 4 プランとの関係**

たてわ ふくし ほけんぎょうせい  
 縦割りの福祉保健行政を  
 おうだんてき てんかい しく  
 横断的に展開する仕組みづくり



こべつ ほうりつ たいしほしや  
 個別の法律により対象者の  
 にーず おう さんび すりょう せい  
 ニーズに応じたサービス量の整  
 びとう  
 備等

かく ぶらん たいしほしや ちいきせいかつ  
 各プランの対象者の地域生活  
 を ささ げるため、それぞれの プラ  
 ンが けんけい すす とりくみとう  
 が連携して進めるべき取組等  
 例：  
 ○ ちいき みまも ささ あ  
 地域での見守り・支え合い  
 ○ みちか ちいき さんか  
 身近な地域で参加できる機  
 会の充実 等



ぶらん おうだんてき きほん  
 4 プランを横断的につなぐ基本  
 しく  
 の仕組みをつくる。  
 ・ ちくべつけいかく  
 地区別計画  
 ・ ちいき ネットワーク  
 地域ネットワーク  
 ・ じゅうみんかつどうかん よこ れんけい し えん  
 住民活動間の横の連携支援  
 ・ ぎょうせい せんもん きかん し めんかつどうだん  
 行政、専門機関・市民活動団  
 体等の横の連携

ちいきふくしほけんけいかく ばっすい いちぶかいてい  
 ※ 地域福祉保健計画から抜粋 (一部改訂)

### 3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。テーマ1では「**出会う・つながる・助け合う**」として、普及・啓発、相談支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2では「**住む、そして暮らす**」として、住まい及び暮らしを、テーマ3では「**毎日を安心して健やかに過ごす**」として、健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ4では「**生きる力を学び**」

テーマ  
1

**出会う・つながる・助け合う**

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

32

ページへ

テーマ  
2

**住む、そして暮らす**

住まい、暮らし

57

ページへ

テーマ  
3

**毎日を安心して健やかに過ごす**

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

83

ページへ

育む]として、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、テーマ5では「働く・活動する・余暇を楽しむ」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位置付けました。基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。(詳細は各テーマのページをご覧ください。)

テーマ  
4

生きる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

109  
ページへ

テーマ  
5

働く・活動する・余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援  
文化・スポーツ・レクリエーション

135  
ページへ

## 4 くに どうこう 国の動向

### (1) きょうせいしゃかい じつげん む 共生社会の実現に向けて…

だい  
第1章  
しょう  
しょう

しょうがいしゃしやく かか おも うご しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か しょうがいしゃけんり  
障害者施策に関わる主な動きとしては、「**障害者の権利に関する条約**」(以下「**障害者権利**  
しょうやく たいけつ ひつよう せいどかいかく おこな ないかく せつち しょう しゃせいど  
条約」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「**障がい者制度**  
かいかくすいしんかいぎ きほんてき ほうこう けんとう すず へいせい ねん がつ だいいちじいけん どうねん  
**改革推進会議**」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「**第一次意見**」、同年12  
がつ だいに じいけん  
月に「**第二次意見**」をまとめました。

いけん う そうご こせい さい たようせい そんちよう じんかく みと あ きょうせいしゃかい じつ  
その意見を受け「**相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実**  
げん かか かんが もと しょうがいしゃせいどかいかく きほんてきほうこう こんご すず かた  
**現**」を掲げることや、その考えを基にした「**障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方**」や  
おうだんてきかだい かいかく きほんてきほうこう こんご すず かた かくぎけつてい  
「**横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方**」が閣議決定されました。

しょうがいしゃけんりじょうやく しゅし そ しょうがいしゃしやく すいしん はか しょうがいしゃ きほんほう  
そして、「**障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者基本法**」が  
さべつ きんし ぼうさいおよ ぼうはん も こ がち かいせい ねん がつ しこう  
差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、23年8月に施行されました。

ねん がつ ぎゃくたい はっけん ひと つうほう ぎむづ じちたい ちょうさ ほご おこな  
また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行  
しく こうちく しょうがいしゃ たい しえん そち も こ しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし  
う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「**障害者虐待の防止、**  
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ い か しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
**障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」(以下「**障害者虐待防止法**」)といひます。)が  
せいりつ ねん がつ しょうがいしゃ さべつてきとりあつか きんし じちたい  
成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・  
みんかんじぎょうしゃ ほうてきぎむ もう ごうりてきはいりよ ふていきょう きんし じちたい ほうてきぎむ  
民間事業者とともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、  
みんかんじぎょうしゃ どりよくぎむ も こ しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん  
民間事業者には努力義務として盛り込んだ「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する**  
ほうりつ い か しょうがいしゃさべつかいしやうほう せいてい  
**法律**」(以下「**障害者差別解消法**」)といひます。)が制定されました。

さべつ かいしやう ぐたいてき たいおう せいふぜんたい ほうしん さべつ かいしやう  
さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の  
すいしん かん きほんほうしん さくてい かくぎけつてい くに ちほうこうきょうだんたいどう とうがい  
推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においては当該  
きかん とりくみ かん たいおうようりやう ちほう さくてい どりよくぎむ じぎょうしゃ しゅむ  
機関における取組に関する対応要領(※地方の策定は努力義務)が、事業者においては主務  
だいじん じぎょうぶんやべつ たいおうししん がいどら いん さくてい きんねん  
大臣により事業分野別の対応指針(ガイドライン)が策定されました。このように、近年は  
しょうがいしゃきほんほう ほか おお せいどかいかく おこな  
「**障害者基本法**」の他にも多くの制度改革が行われました。

せいどかいかく う ねん がつ しょうがいしゃけんりじょうやく しょうめい じょうきやう  
そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、  
ねん がつ ひじゅん しょうがいしゃ けんり じつげん む とりくみ いっそうきょうか あゆ すず  
**26年1月には批准**をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進め  
ています。



## (2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

しょうがいふくし さーびす どうこう きんねん ちいきせいかつしえん しゅがん しちようそん ちゅうしん  
障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心に  
さーびす すていきよう おこな たいせい こうちく  
サービス提供を行う体制を構築してきました。

へいせい ねん ぎょうせい さーびす ないよう けつてい そちせいど あた しょうがいしゃ  
平成15年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者が  
さーびす せんたく さーびす りようしゃ さーびす ていきよう しせつ じぎょうしゃ たいどう かんけい  
サービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に  
た けいやく もと さーびす りよう しえんぴせいど てんかん はか  
立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

ご しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな ねん  
その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、18年  
がつ しょうがいしゃじりつしえんほう しこう しんたい ちてき せいしん さんしょうがいきょうつう し く  
4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでの  
さーびす すていきよう かいし  
サービス提供が開始されました。

しょうがいしゃじりつしえんほう ちいきこう そくしん しゅうろうしえん きょうか も こ  
この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたも  
のの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られ  
ました。

こ こ に ーず もと ちいきせいかつしえんたいけい せいび はか ほう しゃせいど  
また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度  
かいかくすいしん かいぎ けんとう かせ ねん がつ こつかくていげん  
改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それら  
ふ しょうがいしゃじりつしえんほう いちぶ かいせい しょうがいしゃそうごうしえんほう ねん がつ  
を踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25年4月  
しこう しこうご ねん めど けんとう くわ ねん がつ しょうがいしゃ のぞ ちいきせいかつ し  
に施行され、施行後3年を目途に検討を加え、30年4月に、障害者の望む地域生活の支  
えん しょうがいじしえん に ーず たようか こま たいおう さーびす しつ かくほ こうじょう む  
援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた  
かんきょうせいび はか しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ しこう  
環境整備を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されま  
した。

ねんげつ 年月	くに どうこう 国の動向
へいせい ねん がつ 平成 18年 4月	しょうがいしゃじりつしえんほう しこう しょうがいちげんか しょうがいていどくぶんどうにゆう どう 「障害者自立支援法」施行（3障害一元化 障害程度区分導入 等）
ねん がつ 19年 9月	しょうがいしゃけんりじょうやく しょうめい 「障害者権利条約」に署名
ねん がつ 22年 12月	しょうがいしゃじりつしえんほう かいせい はったつしょうがい たいしょう めいかくか 「障害者自立支援法」改正（発達障害が対象として明確化）
ねん がつ 23年 8月	しょうがいしゃきほんほう かいせい さべつ きんし きょういく はいりょ どう 「障害者基本法」改正（差別の禁止、教育の配慮 等）
ねん がつ 24年 10月	しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう 「障害者虐待防止法」施行
ねん がつ 25年 4月	しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶしこう なんびょう ついか ちいせいかつしえん じぎょう ついか どう 「障害者総合支援法」一部施行（難病の追加 地域生活支援事業の追加 等）
	くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 （以下「障害者優先調達推進法」という。）施行 （国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。）
	しょうがいしゃ ほうていこようりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ （民間 1.8%→2%、行政 2.1%→2.3%に引き上げ）
ねん がつ 26年 1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゆん 「障害者権利条約」批准
ねん がつ 26年 4月	せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ い か せいしんほけんふくしほう 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。) かいせい ほごしゃせいど はいし 改正（保護者制度の廃止）
	しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう ぐるーぷほーむ一元化 しょうがいしえんくぶん へんこう 「障害者総合支援法」施行（グループホーム一元化・障害支援区分へ変更）
ねん がつ 27年 1月	なんびょう かんじゃ たい いりょうとう かん ほうりつ しこう 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 こうへい あんていてき いりょうひじよせいせいど かくりつ （公平かつ安定的な医療費助成制度の確立）
ねん がつ 28年 4月	しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう 「障害者差別解消法」施行 さべつてきと あか きんし ごうりてきはいいりよ ふていきょう きんし （差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） かいせいしょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ い か しょうがいしゃこようそくしんほう 「改正障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。) しこう こようぶんや さべつ きんし 施行（雇用分野における差別の禁止）
	せいねんこうけんせいど りょう そくしん かん ほうりつ しこう 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
ねん がつ 30年 4月	しょうがいしゃ ほうていこようりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ （民間 2%→2.2%、行政 2.3%→2.5%に引き上げ）
	しょうがいしゃそうごうしえんほうかいせいおよ じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ しこう 「障害者総合支援法改正及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行